契 約 書（案）

地方独立行政法人神奈川県立病院機構（以下「機構」という。）○○○　（以下「発注者」という。）と△△△（以下「受注者」という。）との間に、次のとおり電力の需給契約を締結する。

（契約の目的）

第１条　受注者は、別紙仕様書に基づき神奈川県立がんセンターで使用する電力を需要に応じて発注者に供給し、発注者は受注者にその対価を支払うものとする。

（契約の内容）

第２条　この契約の内容は、次のとおりとする。

（１）品 名　　神奈川県立がんセンターで使用する電力

（２）規 格　　仕様書に定めるとおり

（３）契約単価等　***（※本号は落札者の設定メニューによる額とする。以下参考）***

契約単価は、次の金額とする。（消費税及び地方消費税を含む）

基本料金単価

契約電力（使用電力１ヶ月１キロワットあたり）

常時電力　　円

電力量料金単価

夏季（７月１日から９月30日までの期間）

１キロワット時あたり　　円

その他季（４月１日から翌年の３月31日までのうち夏季を除く期間）

１キロワット時あたり　　円

（４）納入場所　　神奈川県立がんセンター

（５）契約期間　　令和９年４月１日から令和10年３月31日まで

（６）契約保証金　　機構が定める契約事務取扱規程第26条第８号に基づき免除する。

（７）代金支払場所　三井住友銀行横浜支店

（自家発補給電力の取扱）

第３条　発注者が自家発補給電力を使用する場合は、使用開始時刻と使用休止時刻をあらかじめ受注者に通知する。ただし、事故、その他やむを得ない場合には、使用開始後、すみやかに受注者に通知するものとする。

２　常時供給電力と自家発補給電力を同時計量する場合の１月の最大需要電力は、次の

うちのいずれか大きい値とする。

ただし、発注者が自家発補給電力によって電気を使用する場合、自家発補給電力の最大需要電力は原則として契約電力とする。

（１）常時供給電力の最大需要電力から、自家発補給電力の契約電力を差し引いた値

（２）自家発補給電力の未使用時間における、常時供給電力の最大需要電力

３　発注者が使用した自家発補給の電力量は、常時供給電力として取扱い、電力量料金については、常時供給電力の取扱いに準じるものとする。

（権利義務の譲渡等）

第４条　受注者は、この契約により生ずる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又はこの契約の履行を第三者に委任することができない。ただし、あらかじめ発注者が承認した場合又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第１条の３に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りでない。

２　前項（ただし書を除く。）の規定に関わらず、受注者がこの契約により生ずる権利を第三者に譲渡しようとするときは、受注者は当該第三者に対し、当該譲渡にかかる権利について、前項の規定により譲渡が禁止されている旨を通知しなければならない。

（供給の保証）

第５条　受注者が当該地域の一般送配電事業者との接続供給契約（託送供給契約）により電気の供給を行う場合は、託送供給約款等で定める料金は受注者が負担するものとする。

（使用電力量の増減）

第６条　使用電力量は、発注者の都合により予定使用電力量を上回り、又は下回ることができるものとする。

（単位及び端数処理）

第７条　本契約及び別に定める覚書において料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は、次のとおりとする。

（１）契約電力及び最大需要電力の単位は、１キロワットとし、その端数は、小数点以下第１位を四捨五入する。

（２）使用電力量の単位は、１キロワット時とし、その端数は、小数点以下第１位を四捨五入する。

（３）力率の単位は、１パーセントとし、その端数は、小数点以下第１位を四捨五入する。

（４）電気料金その他の計算における合計金額の単位は、１円とし、その端数は、切り捨てる。

（計量及び検査）　*（※本条は落札者と協議する。以下参考）*

第８条　計量日（検針日）は、毎月月末又は対象施設ごとに設定されている計量日（検針日）とし、受注者は一般送配電事業者から受領した検針の結果を発注者へ通知し、発注者の指定する職員の検査を受けなければならない。

（料金の算定期間）　*（※本条は落札者と協議する。以下参考）*

第９条　電気料金は、次の場合を除き、その算定期間は計量日（検針日）から次の計量日（検針日）の24時までとする。

（１）電気の供給を休止し、若しくは停止し、又は本契約が消滅した場合

（２）契約電力、供給電圧等を変更したことにより、基本料金単価に変更があった場合

２　前２号に該当する場合は、日若しくは時間割を基準に発注者と受注者とが協議のうえ算定期間を定める。

（電気料金の算定）　*（※本条は落札者の設定メニューによるものとする。以下参考）*

第10条　電気料金は、基本料金、電力量料金、当該地域の旧一般電気事業者が需要家に適用する燃料費調整額・市場価格調整額、並びに法令に基づき設定される再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計金額から蓄熱割引額を差し引いた合計金額とし、取引に係る消費税及び地方消費税額を含む金額とする。

２　消費税及び地方消費税額は、基本料金、電力量料金、当該地域の旧一般電気事業者が需要家に適用する燃料費調整額・市場価格調整額、並びに再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計金額から蓄熱割引額を差し引いた合計額に110分の10を乗じて得た額である。

３　第１項の基本料金は、基本料金単価に契約電力を乗じ算出するが、当該月の力率が85パーセントを上回る場合は、その上回る１パーセントにつき基本料金を１パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る１パーセントにつき基本料金を１パーセント割増して算出する。

４　第１項の電力量料金は、電力量料金単価に第８条で計量した使用電力量を乗じて得た金額である。

（料金の請求及び支払い等）

第11条　受注者は、第８条に定めた検査終了後、第７条及び前条によって算出した電気料金を１月毎に発注者に請求するものとする。

２　発注者は、受注者から適法な支払請求書を受理した日から起算して30日以内に支払

うものとする。

（発注者の催告による解除権）

第12条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。なお、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその賠償責任を負わないものとし、解除した場合、違約金として入札執行時に示した予定使用電力量から納入済みの電力量を差し引いた数に電力量料金単価を乗じて得た金額に基本料金額（基本料金単価に対象施設の契約電力を掛けた額）を加算した額の100分の15に相当する金額を受注者から徴収することができる。

（１）受注者が天災その他不可抗力の原因によらないで、電力の供給をする見込みがないと発注者が認めたとき。

（２）本契約の履行に関し、受注者若しくはその代理人又はこれらの使用人等が発注者の職員の職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正の行為（第14条に定める不正行為を除く。）があると発注者が認めたとき。

（３）前各号に定めるもののほか、受注者がこの契約に違反したとき。

（受注者の損害賠償義務）

第13条　受注者は、前条の規定により契約が解除された場合において、これによって発注者に生じた損害の額が前条の違約金の額を超えるときは、その超える額を発注者の請求に基づき速やかに発注者に納付しなければならない。

（発注者の催告によらない解除権）

第14条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその賠償責任を負わない。

（１）債務の全部の履行が不能であるとき。

（２）受注者がこの契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（３）受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

（４）契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

（５）前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が第12条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

（６）第４条の規定に違反して権利義務を譲渡したとき。

（７）警察本部からの通知に基づき、受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア　受注者が個人である場合には、その者が、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下、本条及び第18条において、「条例」という。）第２条第４号に定める暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められたとき、又は、法人等(法人又は団体をいう。)が、条例第２条第５号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。

イ　受注者が、条例第23条第１項に違反したと認められたとき。

ウ　受注者が、条例第23条第２項に違反したと認められたとき。

エ　受注者及び役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人等である場合には役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。)又は支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。）が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。

（８）この契約に関して次のいずれかに該当するとき。

ア　受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対して行う同法第７条第１項又は第２項の規定による命令（これらの命令がされなかった場合にあっては、同法第７条の２第１項の規定による命令）が確定したとき。

イ　受注者を構成事業者とする事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が当該事業者団体に対して行う同法第８条の２第１項の規定による命令又は同条第２項において準用する同法第７条第２項の規定による命令（これらの命令がされなかった場合にあっては、同法第８条の３において準用する同法第７条の２第１項の規定による命令（受注者に対してされたものに限る。））が確定したとき。

ウ　受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）に関して刑法（明治40年法律第45号）第96条の６若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号の規定による刑が確定したとき。

２　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の一部を解除することができる。なお、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその

賠償責任を負わないものとし、解除した場合、発注者は違約金として入札執行時に示した予定使用電力量から納入済みの電力量を差し引いた数に電力量料金単価を乗じて得た金額に基本料金額（基本料金単価に対象施設の契約電力を掛けた額）を加算した額の100分の15に相当する金額を受注者から徴収することができる。

（１）債務の一部の履行が不能であるとき。

（２）受注者が債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

３　第１項第１号から第６号の規定に基づいて発注者が契約を解除した場合は、発注者は違約金として入札執行時に示した予定使用電力量から納入済みの電力量を差し引いた数に、電力量料金単価を乗じて得た金額に基本料金額（基本料金単価に対象施設の契約電力を掛けた額）を加算した額の100分の15に相当する金額を、受注者から徴収することができる。

４　第１項第７号の規定に基づいて発注者が契約を解除した場合は、受注者は、違約金として入札執行時に示した予定使用電力量に電力量料金単価を乗じて計算した額に基本料金額（基本料金単価に対象施設の契約電力を掛けた額）を加算した額の10分の１に相当する額を、発注者が指定する期間内に支払わなければならない。

５　受注者が第１項第８号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わずに、賠償金として、入札執行時に示した予定使用電力量に電力量料金単価を乗じて計算した額に基本料金額（基本料金単価に対象施設の契約電力を掛けた額）を加算した額の100分の15に相当する額を、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この契約終了後においても同様とする。ただし、発注者が賠償金の支払いを必要と認めない場合は、賠償金の支払いを要しない。なお、発注者に生じた実際の損害額が本項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過分の賠償を受注者に請求することを妨げない。

（契約不適合責任）

第15条　発注者は、供給された電力が種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものを除き、その不適合の程度に応じて代金の減額又は返還を請求することができる。この契約の終了後においても同様とする。

（違約金）

第16条　受注者は、電力の供給が滞った場合、滞った日数１日につき当該契約に係る予定電気料金にその日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の違約金を発注者に支払わなければならない。ただし、天災その他不可抗力によるものと認められたときは、この限りでない。

２　発注者の責に帰すべき事由により第11条の支払期限までに代金を支払わない場合は、発注者は受注者に対してその期限の翌日から支払をする日までの日数に応じ、前項に規定する率で計算した遅延利息を支払わなければならない。
３　第１項の違約金及び前項の遅延利息の計算に用いる率は、当該遅滞が発生した日に適用されている率とする。

（業者調査への協力）
第17条　発注者が、この契約に係る発注者の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、発注者は、受注者に対し、受注者における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。
２　受注者は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する会計年度から６会計年度の間は、同様とする。

（暴力団等からの不当介入の排除）
第18条　受注者は、契約の履行に当たって、条例第２条第２号に規定する暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。
２　受注者は、不当介入を受けたことにより、納入期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と納入期限に関する協議を行わなければならない。
３　受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
４　受注者は、不当介入による被害により納入期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と納入期限に関する協議を行わなければならない。

（賠償金等の徴収）
第19条　受注者がこの契約に基づく賠償金又は違約金（以下「賠償金等」という。）を発注者が指定した期間内に支払わないときは、発注者は、発注者が指定した期間の翌日から起算して、受注者が賠償金等を納付した日までの日数に応じ、賠償金等の額につき第16条第１項に規定する率で計算した額（以下「延滞利息」という。）を、賠償金等の額に加えて徴収する。
２　前項の延滞利息の計算に用いる率は、当該遅滞が発生した日に適用されている率とする。
３　電気料金が未払いの場合は、発注者は賠償金等を発注者が支払うべき電気料金から控除して徴収する。また、電気料金の支払日までに賠償金等に延滞利息が生じている

ときは、発注者は賠償金等に加えて延滞利息を、発注者が支払うべき電気料金から控除して徴収する。なお、控除して徴収した額が徴収するべき額に不足しているときは、発注者はその不足額を別途徴収する。

（３項については、賠償金等を電気料金から控除して徴収することができないときは削除）

（秘密の保持等）

第20条　受注者は、本契約の実施にあたり、受注者及び受注者の委託を受けた作業責任者及び作業員等を発注者の業務実施場所に立ち入らせる場合には、必ず身分証明書を携行させること。

２　受注者は、本契約の履行に際し知り得た発注者の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。この契約の終了後においても同様とする。

（発注者の損害賠償請求等）

第21条　受注者がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、発注者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

２　前項の規定により損害賠償の請求をすることができる場合において、発注者は、次に掲げるときは、債務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができる。

（１）受注者の債務の履行が不能であるとき。

（２）受注者がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（３）受注者の債務が契約によって生じたものである場合において、その契約が解除され、又は受注者の債務の不履行による契約の解除権が発生したとき。

（事情変更による契約内容の変更）

第22条　本契約の締結後、天災事変その他不測の事態に基づく経済情勢の激変により契約内容が著しく不適当と認められるに至った場合は、その事情に応じ、発注者と受注者とが協議のうえ、契約単価、納入期限、その他契約内容を変更することができる。

（受注者の解除権）

第23条　受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。なお、この契約の解除により発注者に損害

が生じても受注者はその賠償責任を負わない。
（１）発注者の責めに帰すべき事由により契約を履行することができないとき。
（２）発注者が法令、又はこの契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないとき。
２　前項の規定により受注者が契約を解除したことにより、受注者に損害が生じたときは発注者はこれを賠償する。

（苦情検討委員会による通知等）
第24条　発注者は、神奈川県政府調達苦情検討及び入札・契約監視委員会（以下「苦情検討委員会」という。）から契約停止の通知を受けた場合は、契約の執行を停止することができる。
２　発注者は、苦情検討委員会から契約を破棄する提案が出されたときは、契約を破棄することができる。

（契約の費用）
第25条　この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

（訴訟の提起）
第26条　この契約に関する訴訟の提起は、発注者の所在地を所管する裁判所に行うものとする。

（協議事項）
第27条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、機構の会計に関する規程及び別に定める覚書に基づくほか、発注者及び受注者が協議して決定する。

（契約の効力の遡及）
第28条　この契約書への発注者と受注者の記名押印日が契約書第２条に定める契約期間の開始日より後の日である場合にあっても、本契約の効力は契約期間の開始日から生じるものとする。

本契約の締結を証するため、本書２通を作成し、発注者受注者両者記名押印の上、各自その１通を所持する。

令和〇年〇月〇日

発注者　〇〇〇〇０－０－０
地方独立行政法人神奈川県立病院機構
神奈川県立〇〇〇
〇〇　　□□□ □□□

受注者　△△△